

令和6年度 給与支払報告書 提出についてのお願い



©浜松市 出世大名 家康くん

浜松市 財務部市民税課
特別徴収グループ

・給与支払報告書の提出期限について

令和6年度（令和5年分）給与支払報告書の提出期限は、令和6年1月31日（水）です。

提出期限を過ぎたものについては、通常の納期（12回）の特別徴収税額決定通知書を送付できない場合がありますのでご注意ください。

・所在地・名称等の確認について

事業所の所在地・名称・送付先等に変更があった際は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」のご提出をお願いいたします。

・指定番号の入力について

指定番号の欄は、浜松市の指定番号（10桁）の入力をお願いいたします。

・給与支払報告書 提出時の注意

普通徴収理由に該当し、個人市・県民税を普通徴収で納付する方の給与支払報告書（個人別明細書）は、

「普通徴収」欄を入力するとともに

「摘要」欄に該当する普通徴収理由の「符号」を

必ず記載してください。

※普通徴収理由の「符号」は次のページをご確認ください。

符号	普通徴収理由
普 A	総従業員数が 2 人以下 (下記「普 B」～「普 F」に該当する他市区町村分を含む全ての従業員数を差引いた人数)
普 B	他の事業所で特別徴収 乙欄給与 (特別徴収希望者を除く)
普 C	給与が少なく税額が引けない 給与支払額が 9 6 万 5 千円以下
普 D	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
普 E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)
普 F	退職者又は退職予定者 (令和 6 年 5 月末日まで)

・特別徴収の徹底について

浜松市では、静岡県内の全市町とともに「特別徴収義務者」の指定を徹底する取組を推進しています。

そのため、「特別徴収義務者であること」が事業所や個人事業主に関する補助金申請及び入札参加の条件となります。

特別徴収義務者指定の要件を備えている事業所や個人事業主が、特別徴収を行っていない場合は、浜松市の補助金申請及び入札への参加ができない場合があります。

・特別徴収税額通知の受取方法

特別徴収税額通知（特徴義務者用・納税義務者用）の受取方法は、給与支払報告書を提出する際に下記①・②より選択できます。希望する受取方法を選択し、②を選択した場合は「特別徴収税額通知に関するお知らせ」を受け取るメールアドレスを設定してください。

①	紙（正本）を郵送で受け取る
②	電子データ（正本）をeLTAXで受け取る

令和6年度から「電子データ（副本）と紙（正本）」での受取はできなくなります。

※特別徴収税額通知（納税義務者用）を電子データで受け取るためには、従業員に電子的に配布するための体制等が必要です。

詳細はホームページをご覧ください。

特徴税通（納税義務者用）
特設ページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/news/08036>

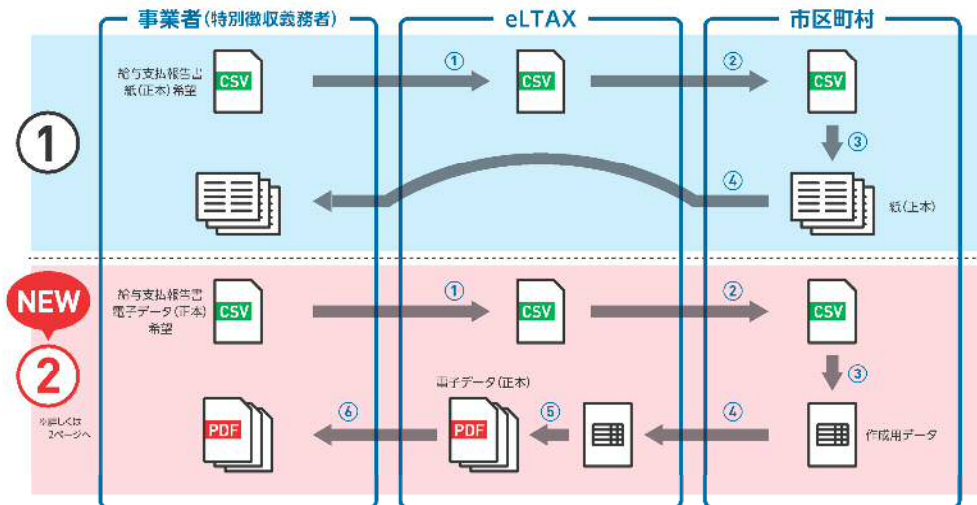


令和6年度から

個人住民税の 特別徴収税額通知の 受取方法が変わります!

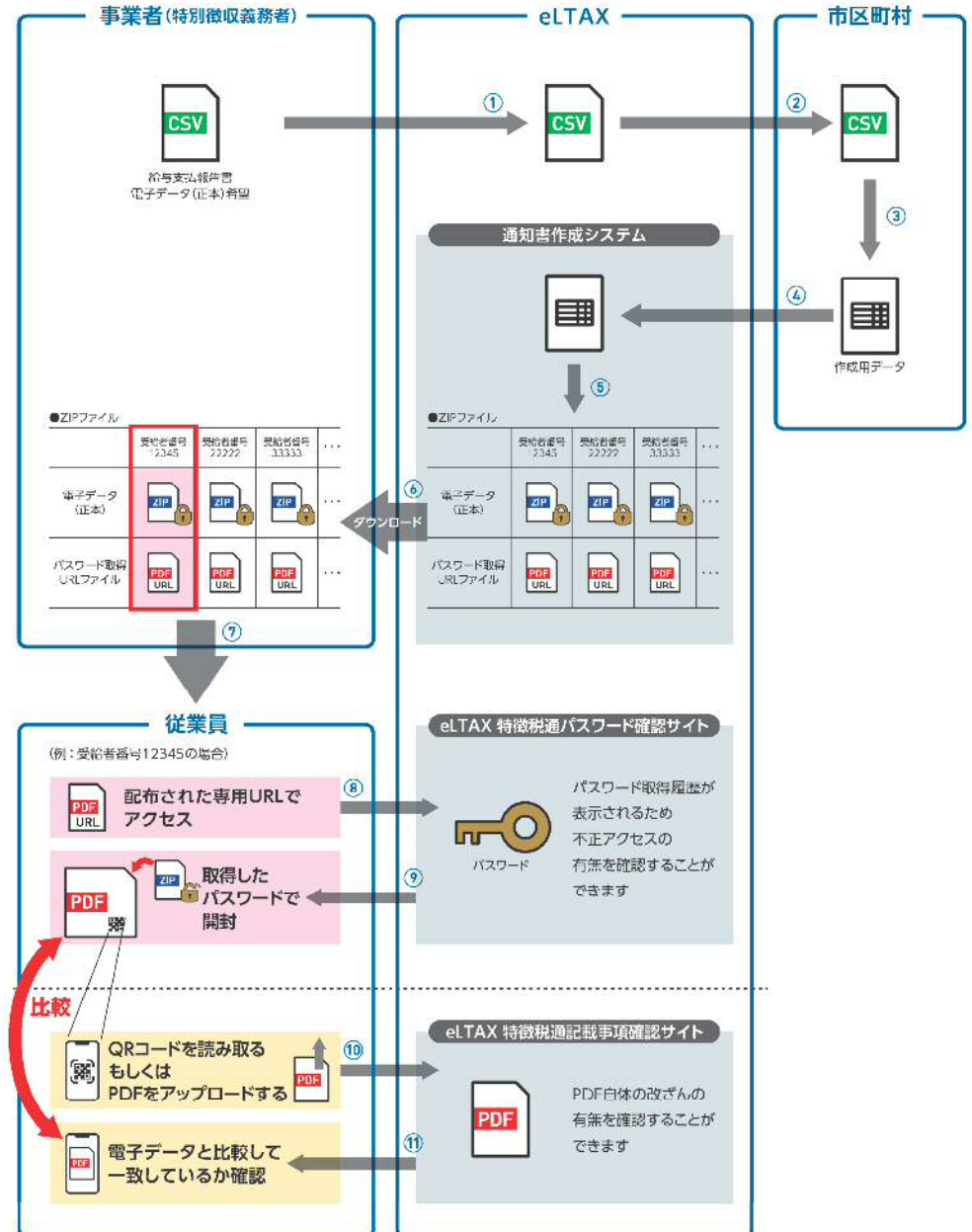
1 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ(正本)での受取が始まります。

- ・電子データでの受取を選択できるようになります。
- ・電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。



特別徴収税額通知(納税義務者用)作成のイメージ

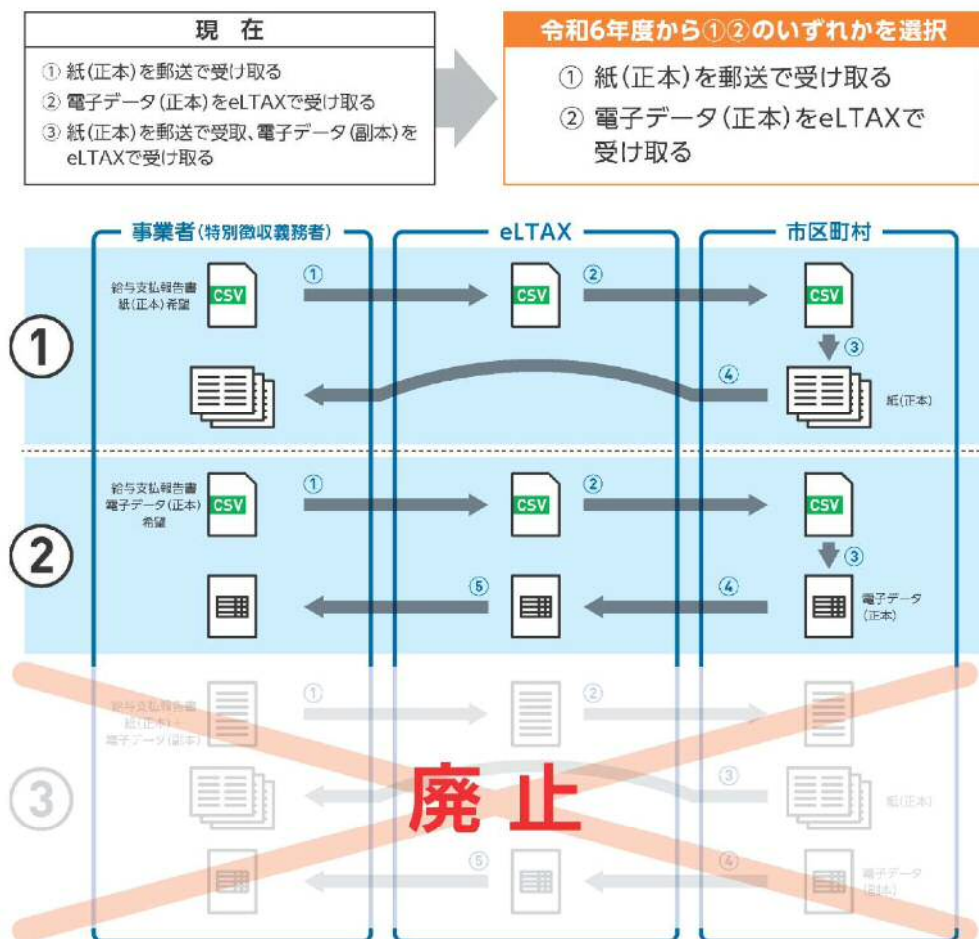
- ・ZIPファイルでダウンロードすることができます。
- ・従業員(納税義務者)は開封するためにパスワードが必要です。
- ・真正性の確認をすることができます。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)が廃止されます。

- ・「電子データ(副本)と紙(正本)」での受取はできなくなります。
- ・「電子データ(正本)」又は「紙(正本)」どちらかでの受取になります。



3 全ての市区町村に電子通知への対応が義務化されます。

- ・原則として、全ての市区町村から電子データで通知が受け取れます。

よくあるご質問

◆ 納税義務者用

Q 電子データでの受取は、義務ですか？

A 電子データでの受取は義務ではありません。給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望した場合は、電子データでの受取が可能となります。

Q 電子データでの受取の申出は、いつ、どのようにすれば良いですか？

A eLTXを通じて給与支払報告書を提出する際に、受取方法を選択します。

Q 受取方法は従業員毎に電子データか書面かを選択できますか？

A 従業員毎に受取方法を選択することはできません。一律に受取方法を選択する必要があります。

Q 電子データはどうやって従業員に配布すれば良いですか？

A 原則として、電子的な方法で配信していただきます。具体的には、社内システムやメールでの配布が考えられます。

Q 工場勤務者など社内システムやメールでの配布が難しい従業員がいる場合は、どうすれば良いですか？

A 媒体(USBメモリ等)での配布や、従業員に代わって給与事務担当者等が印刷して配布する方法が可能とされています。

Q 従業員に代わって給与事務担当者等が通知書を印刷すると、内容を閲覧することになりますが問題ないですか？

A 従業員の通知書記載情報を本人に代位して取り扱うこととなりますので、本人の同意を得た上で通知書のパスワードを取得、パスワード付ZIPファイルを復号の上、PDFファイルを印刷し、印刷物が第三者に閲覧されないように適切に封入、封緘するなどの秘匿措置を取っていただくことが必要になるものと考えられます。

◆ 特別徴収義務者用

Q 電子データと書面の両方の受取はできなくなるのですか？

A 両方の受取はできなくなります。電子データ(副本)は廃止することとされました。

Q 従業員用が電子化されるようですが、会社用の電子データも形式が変更されるのですか？

A 会社用の電子データに変更はありません。



・eLTAXを利用した電子納税について

令和元年10月から地方税共通納税システムで個人住民税（給与特徴）が納税できるようになりました。

詳細はホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX よくあるご質問

<https://eltax.custhelp.com/>



地方税 共通納税システムで 業務効率化!

1000以上の金融機関が参加!

eLTAX



納税者のみなさまにご報告!

詳しくは
裏面を見てください!

金融機関
窓口等へ
のお出かけ不要!!

全地方
公共団体へ
一括で納税
できる!!

ダイレクト
納付が
できる!!

手数料
無料!!
0円

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

地方税の納税が変わる! これまでとこれから!

オフィスや自宅からラクラク電子納税!

Before

これまで



納付書や収金票を郵送が
納付先の自治体ごとに異なり
事務処理がとても煩雑...



金融機関の窓口が
混雑している場合は
長時間待たないといけない...



そもそも金融機関まで
足を運ぶのが面倒...



特に個人住民税の
納付事務は毎月発生し
事務負担が大きい...

After

地方税共通納税システムを
使うと!



金融機関の窓口に出向くことなく、
オフィスや自宅からPCで電子納付できる!



事前に登録した金融機関の口座を指定して
直接納付する「ダイレクト納付」ができる!



電子申告から納税までワンストップで手続きできる!



複数の自治体に一括で納付できる!



納付先の自治体の指定金融機関でない
金融機関からでも納付できる!

よくあるご質問 Q & A

Q

地方税共通納税システムで
納税できる税金の種類は?

A

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 特別法人事業税
(地方法人特別税)
- 法人市町村民税
- 事業所税
- 個人住民税
(給与特例)
(以課所得に係る納入申告)

Q

利用できる時間は?

A

平日および月末最終
土曜日と翌日の日曜日の
8時30分から24時まで
ご利用できます。

※別途、休日に利用
できる日があります。

Q

ダイレクト納付とは?

A

事前に登録した金融機関口座を
指定して、直接税金を納付する方式
です。インターネット/バンキングの
契約が不要で、代理人に依頼して
納税することもできます。また、納付
期日を指定する場合にも便利です。

ご利用者の生の声を紹介します!

銀行に行く手間も時間もなくなり、他の仕事も捗ります!
全国の自治体に一括で納付できるのも便利です!

詳しくはホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索